改正後

（休日の承認等）

第百十条　令第六条第二項第二号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める事務所は、次に掲げるものとする。

一　主たる事務所

二　災害その他の事象が発生した場合における金庫の危機管理に関する事務その他の金庫の業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要となる事務を統括する事務所（前号に掲げるものを除く。）

2　金庫は、令第六条第二項第二号の規定による承認を受けようとするとき、又は同項第三号の規定による届出（同号に規定する事務所を設置する際に当該事務所についてするものを除く。）をしようとするときは、承認申請書又は届出書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官及び厚生労働大臣等に提出するものとする。

一　理由書（次に掲げる事項に係る記載があるものに限る。）

イ　金融機関相互間の内国為替取引を通信回線を用いて処理する制度の運営に支障を及ぼすおそれがないこと。

ロ　当該承認の申請又は届出に係る事務所の会員その他の顧客の利便を著しく損なわないこと。

二　令第六条第三項の規定による掲示及び閲覧に供する措置の方法を記載した書面

三　その他参考となるべき事項を記載した書面

3・4　［略］

5　金庫は、令第六条第二項第二号の規定による承認を受けたとき、又は同項第三号の規定による届出をしたときは、次に掲げる事項を当該承認又は届出に係る事務所の店頭に掲示するとともに、前項に規定する方法により公衆の閲覧に供するものとする。

［一～三　略］

（特定労働金庫代理業者の休日の承認等）

第百四十二条の二　令第七条の二第二項第二号イに規定する内閣府令・厚生労働省令で定める営業所等は、次に掲げるものとする。

一　主たる営業所又は事務所（以下この条において「営業所等」という。）

二　災害その他の事象が発生した場合における特定労働金庫代理業者の危機管理に関する事務その他の特定労働金庫代理業者の業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要となる事務を統括する営業所等（前号に掲げるものを除く。）

2　特定労働金庫代理業者は、令第七条の二第二項第二号イの規定による承認を受けようとするとき、又は同号ロの規定による届出（同号ロに規定する営業所等を設置する際に当該営業所等についてするものを除く。）をしようとするときは、承認申請書又は届出書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等及び厚生労働大臣に提出するものとする。

一　理由書（次に掲げる事項に係る記載があるものに限る。）

イ　金融機関相互間の内国為替取引を通信回線を用いて処理する制度の運営に支障を及ぼすおそれがないこと。

ロ　当該承認の申請又は届出に係る営業所等の顧客の利便を著しく損なわないこと。

改正前

（休日の承認の申請等）

第百十条　金庫は、令第六条第二項第二号の規定による休日の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官及び厚生労働大臣等に提出するものとする。

一　理由書

二　令第六条第三項の規定による掲示及び閲覧に供する措置の方法を記載した書面

2・3　［同上］

4　金庫は、令第六条第二項第二号の規定による休日の承認を受けたときは、次に掲げる事項を当該承認に係る事務所の店頭に掲示するとともに、前項に規定する方法により公衆の閲覧に供するものとする。

［一～三　同上］

（特定労働金庫代理業者の休日の承認の申請等）

第百四十二条の二　特定労働金庫代理業者は、令第七条の二第二項第二号の規定による休日の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等及び厚生労働大臣に提出するものとする。

一　理由書

二　令第七条の二第三項の規定による掲示及び閲覧に供する措置の方法を記載した書面